

愛知県水防計画の変更（案）要旨について

1 愛知県水防計画の目的

この計画は、水防法に基づき、洪水、雨水出水、津波又は高潮による水災を警戒し防御し、これによる被害を軽減するため、県内の各河川、海岸及びため池等に対する水防上必要な監視、予防、警戒、通信連絡、輸送及び水門等の操作、水防団等の活動及び水防管理団体間の応援並びに必要な器具資材、施設の整備と運用等について実施の大綱を示したものであり、愛知県地域防災計画と相まって水災の軽減に努めることを目的としたものである。

2 愛知県水防計画の主要な変更点

(1) 重要水防箇所の変更

改修工事の進捗にあわせて重要水防箇所から削除された区間、現地調査等により新たに重要水防箇所として追加された区間について変更する。

2025 年度重要水防箇所集計表

		2025 年度		2024 年度		前年度から削除		今年度新たに追加		差し引き増減	
		箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)
河	国	707	400	712	403	7	8	2	5	▲5	▲3
	県	240	87	245	89	5	2	0	0	▲5	▲2
川	市町村	130	78	128	79	0	1	2	0	2	▲1
	小計	1,077	565	1,085	571	12	11	4	5	▲8	▲6
	海岸	16	14	16	14	0	0	0	0	0	0
	ため池	484	45	502	46	19	2	1	1	▲18	▲1
	合計	1,577	624	1,603	631	31	13	5	6	▲26	▲7

(2) 水防に関連する予報・警報の発表基準

気象庁の発表する大雨警報等の発表基準の変更等に伴い、記載を変更する。

※水防法における水防計画の位置付け

水防計画は、水防法に基づき、知事は毎年水防計画に検討を加え、必要があると認められるときは変更しなければならないとされている（第7条1項）。今回、水防計画の変更にあたり、あらかじめ県防災会議に諮るものである（第7条5項）。